

藤田医科大学学生の懲戒等に関する規程

平成27年規程第15号

施行 平成27年4月1日

改正 令和5年1月20日

(目的)

- 第1条 この規程は、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第26条第5項並びに藤田医科大学学則（昭和51年規程第1号）第45条及び藤田医科大学大学院学則（昭和53年規程第1号）第47条に基づき、藤田医科大学及び藤田医科大学大学院（以下、併せて本学という）に在学する学生の懲戒について、必要な事項を定めることを目的とする。
2. 何人もこの規程によらずに、学生に懲戒を課すことはできない。

(懲戒等の対象となる行為)

- 第2条 本学教育の趣旨に背き、又は学生の本分に反する行為を懲戒又は教育的措置（以下、懲戒等という）の対象とするものとし、具体的には次の各号に掲げる行為とする。
- (1) 本学の教育、研究、臨床その他の活動を妨害する行為
 - (2) ハラスメントなど人権を侵害する行為
 - (3) 犯罪行為又は社会の秩序を乱す行為
 - (4) 試験の不正、論文等の執筆に関する不正など学問の倫理に反する行為
 - (5) 守秘義務違反など情報の取扱いに係る倫理に反する行為
 - (6) 本学の学則及びその他の規程に違反する行為
 - (7) 本学の名誉を毀損し、又は信用を失墜させる行為
2. 前項各号に掲げる行為に対応する行為の具体例は、藤田医科大学学生の懲戒等に関する規程細則（令和2年規程第6号）の定めるところによる。

(懲戒の内容)

- 第3条 懲戒の内容は、次の各号に掲げるとおりとする。
- (1) 退学 学生としての身分を喪失させること
 - (2) 停学 6ヵ月未満の期間を定めて、又は6ヵ月以上かつ期間を定めずに、登校を禁ずること
 - (3) 訓告 学生に対して文書により注意を与え、将来を戒めること
 - (4) 受験停止 学部を行う試験を受けさせないこと
2. 前項第2号の場合において、停学の期間は、在学年限に含め、修業年限には含めない。
3. 停学の期間中は、試験の受験を認めない。
4. 受験停止は、大学院の学生に対し課すことはできない。
5. 学生は、停学又は訓告の処分が行われた場合は、学長に対し反省文を提出しなければならない。

(教育的措置の種類及び内容)

- 第4条 教育的措置の種類及び内容は、次の各号のとおりとする。
- (1) 厳重注意 文書により注意を与え、反省を強く求めること

(2) 注意 口頭により注意を促すこと

2. 学部長又は研究科長（以下、学部長等という）は、教育的措置を行う場合、当該学生に反省文の提出を求めることができる。

(定期試験等における不正行為)

第5条 定期試験等における不正行為については、懲戒等に加えて、当該学生が当該学期において修得した全授業科目の単位を原則として不認定とする。

(事案の報告)

第6条 学部長等は、当該組織に在籍する学生について、懲戒等の対象となる事案が生じた場合は、速やかに事実関係を把握し、学長に報告するものとする。

(調査委員会)

第7条 学部長等は、前条の報告の後、速やかに、学生が所属する学部の教授会又は研究科の研究科委員会（以下、教授会等という）の下に、調査委員会を設置して、事実の確認及び当該学生に対する事情聴取を行うものとする。なお、調査委員の選出は学部長等の決定による。

2. 調査委員会は、前項の事情聴取に際しては、当該学生に対し、口頭又は文書による弁明の機会を与えなければならない。ただし、当該学生が、弁明の機会を与えられたにもかかわらず、正当な理由なく欠席し、又は弁明書を提出しなかった場合は、弁明の機会を放棄したものとみなす。

3. 調査委員会は、事実の確認及び事情聴取の結果に基づき、調査報告書を作成し、教授会等に報告しなければならない。

(自宅待機)

第8条 学部長等は、懲戒等の処分が決定するまでの間、当該学生に対し自宅待機を命ずることができる。

2. 学長は、自宅待機の期間を停学の期間に算入することができる。

(教授会等の審議)

第9条 教授会等は、前条第3項の報告に基づいて審議を行い、学長に対し文書をもって懲戒等の処分に関する意見を提出する。

(処分の決定)

第10条 学長は、前条の意見を確認した結果、懲戒等の処分の必要があると認めるときは、これを決定する。

2. 学長は、決定に当たり、事実関係の再調査が必要と認めるときは、当該学生及び関係者から事情聴取を行うことができる。

3. 学長は、第1項の決定による処分が前条の教授会等の意見と異なることとなる場合は、当該学生に対してその旨を教示するものとする。

4. 学長は、当該組織の学部長等に対し、第1項の決定を通知する。

(処分の通知)

第11条 懲戒等の処分の通知は、学部長等が文書を当該学生に交付して行う。ただし、第4条第1項第2号の注意の場合は、口頭によるものとする。

2. 学部長等は、前項により懲戒等の処分の通知を行ったときは、教授会等に報告するとともに、懲戒等の処分の決定を、当該学生の氏名を伏して、学内に公示する。

(懲戒処分の効力)

第12条 懲戒等の処分の効力は、前条第1項の通知が当該学生に到達した時に生じる。

2. 前条第1項の通知が、これを受けるべき学生の所在を知ることができないなどの事由により到達しないときは、学内に公示した日の翌日から起算して1ヵ月を経過した時をもって処分の効力が生じるものとする。

(期間計算)

第13条 停学の期間の計算は、暦日計算による。

(異議申立て)

第14条 懲戒等の処分の通知を受けた学生は、当該処分に異議がある場合は、学長に対し、文書をもって異議を申し立てることができる。ただし、懲戒等の処分の前提たる事実の誤認、新しい事実の発見、その他正当な理由がある場合に限るものとする。

2. 前項の異議の申立ては、懲戒処分の通知を受けた後、30日以内に行わなければならない。

3. 学長は、第1項の異議の申立てがあったときは、当該学生の在籍する組織の学部長等にその旨を通知するとともに、学部長等を通じて教授会等に意見を求めるものとする。

4. 学部長等は、教授会等の下に、調査委員会を設置して、事実の確認を行うものとする。なお、確認の結果の報告については第7条第3項を準用する。

5. 異議の申立てに伴う、教授会等の審議については第9条、懲戒等の処分の決定については第10条を準用する。

6. 学長は、教授会等の意見を踏まえ、処分の減免、異議の申立ての棄却を決定する。

7. 学長は、前項の決定をしたときは、当該組織の学部長等に通知する。

8. 処分の減免及び異議の申立ての棄却に伴う学生に対する通知、教授会等への報告及び学内の公示については、第11条を準用する。

(停学処分の解除)

第15条 学長は、停学処分を受けた学生について、その反省の程度、学習意欲等を総合的に判断して、当該処分の解除が妥当であると認めるときは、教授会等の議を経て、当該処分の解除を決定することができる。

2. 学長は、処分の解除を決定したときは、当該組織の学部長等に通知する。

3. 処分の解除に伴う学生に対する通知、教授会等への報告及び学内の公示については、

第11条を準用する。

4. 第1項の規定にかかわらず、期間を定めない停学は、当該学生に処分を通知した時から、6ヵ月を経過した後でなければ、解除することができない。

(運用上の留意点)

第16条 この規程の運用に当たっては、当該学生の基本的人権を尊重するよう留意するとともに、教育上必要な配慮をするものとする。

(改正)

第17条 この規程の改正は、全学教学運営委員会の審議を経て、学長の決定による。

2. この規程は、法令の改正、社会環境又は経済事情の変動その他の事情に伴い、改正することがある。

附則

1. この規程は、平成27年4月1日から施行する。
2. 平成30年10月10日一部改正
3. 令和2年4月1日一部改正
4. 令和5年1月20日一部改正